

議案第 10 号

君津市物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市物産館の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため、君津市物産館の設置及び管理に関する条例（平成 8 年君津市条例第 1 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市物産館の設置及び管理に関する条例（平成 8 年君津市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「使用料の徴収等」を「使用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改める。

第 1 0 条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「別表に定める使用料を納付しなければならない」を「指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第 1 1 条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第 1 1 条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第 1 2 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「納付された使用料」を「支払われた利用料金」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表（第 1 0 条第 2 項）

| 区分 | | 金額 |
|-------------|-----------------|----------------------------|
| 直売所及び喫茶室 | | 売上金額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額 |
| ホール、デッキ及び屋外 | 物品の販売を目的とする場合 | 売上金額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額 |
| | 物品の販売以外を目的とする場合 | 1 日（1 コーナー）当たり |

| | |
|--|---------|
| | 1, 100円 |
|--|---------|

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

君津市物産館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

| 改正案 | | 現 行 | | |
|--|----|---|----|----|
| <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 物産館の<u>使用に係る料金</u>（以下「<u>利用料金</u>」という。）に関する業務</p> <p>(3) ～(5) 省略</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第10条 前条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p><u>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p>第11条 <u>指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(利用料金の還付)</u></p> <p>第12条 <u>既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>別表（第10条第2項）</u></p> | | <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 物産館の<u>使用料の徴収等</u> _____ に関する業務</p> <p>(3) ～(5) 省略</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第10条 前条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>別表に定める使用料を納付しなければならない</u> _____。</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第11条 <u>市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p>第12条 <u>既に納付された使用料</u> _____ は、還付しない。<u>ただし、災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき又は市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>別表（第10条）</u></p> <p><u>使用料</u></p> | | |
| 区分 | 金額 | 区分 | 単位 | 金額 |

| | | | | | |
|-----------------|---------------------|-------------------------|-----|-----------|----------|
| 直売所及び喫茶室 | | 売上金額に100分の 20を乗じて得た額 | 直売所 | 月額 | 205,200円 |
| ホール、デッキ及び屋 外 | 物品の販売を目的とす る場合 | 売上金額に100分の 20を乗じて得た額 | 喫茶室 | 月額 | 108,000円 |
| | 物品の販売以外を目的 とする場合 | 1日(1コーナー)当 たり | ホール | 1日(1コーナー) | 1,080円 |
| | | 1,100円 | デッキ | 1日(1コーナー) | 1,080円 |
| | | | 屋外 | 1日(1コーナー) | 1,080円 |